

杵ヶ池体育館改修工事

問 杵ヶ池体育館 ☎ 63-1000

[HPを見る](#) 記事ID 13173

杵ヶ池体育館長寿命化工事に伴い、アリーナの改修を行います。11月1日から3月15日までアリーナはご利用いただけません。

なお、杵ヶ池体育館以外の利用可能な施設については、市HPをご覧ください。

夏の交通安全県民運動

問 安心安全課 ☎ 56-0611

[HPを見る](#) 記事ID 10176

7月11日(木)から20日(土)までの10日間
 ≪スローガン≫

ストップ・ザ交通事故
 ～高めようモラル 守ろうルール～

≪運動重点≫

- 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
 - 自転車の安全利用の推進
 - 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 飲酒運転の根絶
 「飲酒運転四ない運動」
1. 運転するなら酒を飲まない。
 2. 酒を飲んだら運転しない。
 3. 運転する人に酒をすすめない。
 4. 酒を飲んだ人に運転させない。



花火のマナー

問 みどりの推進課 ☎ 56-0552

[HPを見る](#) 記事ID 557

公園で花火をする場合には、次のことに注意して、他の利用者や近隣住民の迷惑にならないようにしましょう。

- 夜8時以降は花火をしない
- 民家の近くではロケット花火などの高く上がる花火はしない

- 花火のごみは必ず持ち帰り、火の始末をする

お願い

公園の器物破損等があった場合は、市役所か警察に通報をお願いします。

※花火や夜間のバスケットボール等の迷惑行為は、警察に通報をお願いします。

※古戦場公園、色金山歴史公園および杵ヶ池公園は花火禁止です。



健康・福祉

7月は「社会を明るくする運動」強調月間

問 福祉課 ☎ 56-0553

[HPを見る](#) 記事ID 8844

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、明るい社会を築きましょう。

公共施設での敷地内禁煙の取り組み

問 健康推進課 ☎ 63-3300

[HPを見る](#) 記事ID 7996

2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日より全面施行されます。本市では望まない受動喫煙を防止するため、7月1日より市役所を始めその他公共施設(一部施設を除く)において敷地内禁煙※1を実施します。

望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置した場合も敷地内禁煙となります。

各公共施設の案内をご確認ください。

障がい者地域生活体験事業

問 福祉課 ☎ 56-0614

[HPを見る](#) 記事ID 13110

市内グループホームでの利用体験事業を実施しています。体験期間はおおむね3か月以内です。

対 地域で自立して生活することを希望し、体験後、アパートなどで自立生活することが可能と見込まれる市内在住の障がいのある人

¥ 障害福祉サービス利用料、家賃、光熱費等

申 福祉課または長久手市障がい者基幹相談支援センター(電話64-2333)へご相談ください。

他 希望者の状況および利用についての適性などを審査のうえ、利用者を決定します。ご利用の際に、障害支援区分の認定を受ける必要があります。



国民年金の一般免除・納付猶予制度

問 保険医療課 ☎ 56-0618

[HPを見る](#) 記事ID 5757

国民年金保険料を経済的理由などで納付が困難な場合に、申請し承認されると免除・猶予になる制度です。

2019年度は7月から受け付けます。納付猶予制度の対象者は50歳未満の人です。

※現在、全額免除・納付猶予が承認されている人で、申請時に自動継続を希望し承認された人は申請不要

【申請に必要な物】

- 身分証明書(免許証・パスポート等)
- 年金手帳またはマイナンバーカード